

## 水道料金・下水道使用料減免基準表

		減免前		減免後		備考
		基本料金 (0～8㎥まで 1か月につき)	超過料金 (1㎥につき)	基本料金 (0～8㎥まで 1か月につき)	超過料金 (1㎥につき)	
水道料金	生活保護等・ 児童扶養手当・ 特別児童扶養手当 受給世帯 障害者のみの世帯	1,020 円	9 ㎥以上 143 円	510 円	9 ㎥以上 72 円	
	独居高齢者世帯	1,020 円	9 ㎥以上 143 円	642 円	9 ㎥以上 143 円	
	社会福祉施設	1,020 円	9～20 ㎥まで 143 円 21～50 ㎥まで 179 円 51～200 ㎥まで 215 円 201 ㎥以上 226 円	1,020 円	9 ㎥以上 120 円	
	公衆浴場	1,020 円	9～20 ㎥まで 143 円 21～50 ㎥まで 179 円 51～200 ㎥まで 215 円 201 ㎥以上 226 円	1,000 円	9～50 ㎥まで 99 円 51～650 ㎥まで 36 円 651～1,300 ㎥まで { 36 円 226 円 1,301 ㎥以上 226 円	注1 注2

		減免前		減免後		備考
		基本使用料 (0～8㎥まで 1か月につき)	超過使用料 (1㎥につき)	基本使用料 (0～8㎥まで 1か月につき)	超過使用料 (1㎥につき)	
下水道 使用料	生活保護等・ 児童扶養手当・ 特別児童扶養手当 受給世帯 障害者のみの世帯	1,096 円	9 ㎥以上 156 円	548 円	9 ㎥以上 78 円	
	独居高齢者世帯	1,096 円	9 ㎥以上 156 円	682 円	9 ㎥以上 156 円	
	社会福祉施設	1,096 円	9～20 ㎥まで 156 円 21～50 ㎥まで 183 円 51～200 ㎥まで 251 円 201 ㎥以上 275 円	1,096 円	9 ㎥以上 77 円	
	公衆浴場	1,096 円	9～20 ㎥まで 156 円 21～50 ㎥まで 183 円 51～200 ㎥まで 251 円 201 ㎥以上 275 円	1,074 円	9～20 ㎥まで 152 円 21～650 ㎥まで 18 円 651～1,300 ㎥まで { 18 円 275 円 1,301 ㎥以上 275 円	注1 注2

※料金は、上記基本料金(使用料)と超過料金(使用料)との合計額に100分の108を乗じた額とする。(1円未満の端数は切り捨てる。)

なお、水道料金・下水道使用料はそれぞれ計算する。

※注1 「旭川市確保特定浴場指定指針」による「確保特定浴場」として市の指定を受けた施設

※注2 「旭川市確保特定浴場指定指針」による「確保特定浴場」として市の指定を受けない施設